

1. 事業の概要

エコツーリズム推進法の成立・施行を踏まえ、地域の自然環境の保全に配慮しつつ、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムのより一層の普及・定着を図るため、普及啓発、法に基づき取り組む地域への支援、ノウハウ確立、人材育成等を総合的に実施。

【事業の内容】

エコツーリズム啓発事業

シンポジウムの開催等による、エコツーリズム推進法をはじめとする普及、啓発。

エコツーリズムのノウハウ確立事業

特に優れた事例の大臣表彰や地域へのアドバイザー派遣、資源管理のための科学的評価手法に関する調査研究、全国のエコツアーの実態調査等。

エコインストラクター人材育成事業

自然学校のインストラクターやエコツアーガイドの育成。

国立公園等におけるエコツーリズム支援事業

世界自然遺産地域、国立公園、ラムサール登録湿地等におけるエコツーリズムの推進や仕組みづくり、エコツーリズム推進法に基づき協議会を設置するトップランナー地域への支援等。

エコツーリズム推進法施行経費

各地の全体構想の認定や地元協議会への参画、助言等に必要な経費。

2. 事業計画

平成19年度(一部は平成19・20年度)から3ヶ年で上記各種事業を実施。(法施行経費を除く)

3. 施策の効果

自然学校のインストラクター及びエコツアーガイドを3年間で300人程度の育成を目指す。

エコツーリズムの考え方に基づいた自然や歴史・文化資源の保全・活用の全国的な普及・定着を図ることにより環境保全等が推進できる。

エコツーリズム推進法の適切かつ効果的な運用が図られることにより、各地域において法の理念である自然環境保全や地域振興、環境教育の場としての活用等が達成される。

4. 備考

エコツーリズム啓発事業(本省)	20百万円
エコツーリズムのノウハウ確立事業(本省)	50百万円
エコインストラクター人材育成事業(本省)	38百万円
国立公園等におけるエコツーリズム支援事業(地方)	52百万円
エコツーリズム推進法施行経費	12百万円
(本省: 3百万円)	
(地方: 9百万円)	

H19.6月法公布
H20.4月法施行
省令公布・施行
H20.6月基本方針閣議決定

エコツーリズム関連施策の推進

H16.6月
とりまとめ

エコ
ツーリズム
推進法
成立

法律に規定される国の責務

- ▶基本方針の作成・公表
- ▶各地の全体構想の認定
- ▶認定全体構想の広報
- ▶協議会活動状況の公表
- ▶エコツーリズム推進連絡会議
- ▶協議会への技術的助言
- ▶資源保護・人材育成の情報提供
- ▶広報を通じた国民理解の増進
- ▶財政上の措置

施策の充実

- エコツーリズム憲章
- エコツアー総覧
- エコツーリズム大賞
- エコツーリズム推進マニュアル
- モデル事業(16~18)

エコ
ツーリズム
推進会議
5つの
推進方策

H21年度施策(案)

経済成長戦略大綱
再チャレンジ
都市と農山漁村の共生・対流
観光立国推進基本法
21世紀環境立国戦略
海洋基本計画

エコツーリズム
推進法施行経費

本省及び地方事務所
における法施行経費
(継続)

エコツーリズム
啓発事業

エコツーリズム啓発、
イベント開催(継続)
エコツアー総覧(継続)

エコツーリズムの
ノウハウ確立事業

全国セミナー開催(継続)
エコツーリズム大賞(継続)
Webサイトの運営(継続)
**地域へのアドバイザー等
の派遣(新規)**
**資源管理のための科学的
評価手法に関する調査研究
(新規)**
**エコツアー実態調査
(新規)**

エコインストラク
ター人材育成事業

エコインストラクター
人材育成事業
(継続)

国立公園等におけるエ
コツーリズム支援事業

国立公園等におけるエコ
ツーリズムの仕組みづくり
(継続)
エコツーリズム推進法
トップランナー地域への支
援(継続)
世界遺産地域等のエコ
ツーリズム推進(継続)

法律関連事業

理念及び法の趣旨の認知率向上

エコツーリズム推進法の円滑な運用

ノウハウの確立と蓄積

取り組む地域の増加